

## 11 経済産業省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	－	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	再エネ発電設備設置時の系統連系 負担について	都道府県	東京都
提案主体名	王子ホールディングス(株)	提案事項管理番号	1027010

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第5条第1項第1号、 同施行規則第5条1項第1号、同条第2項
制度の現状	<p>「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ」(平成23年2月)において、電源線に係る負担については、従来から原因者が特定出来るものとして特定負担(発電事業者負担)として整理されており、引き続き、特定負担とすることが適当であるとされている。</p> <p>これを踏まえ、再生可能エネルギー特別措置法令上、電源線に係る費用については、接続に必要な費用として、発電事業者が負担するものとされている(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第5条第1項第1号、同施行規則第5条1項第1号、同条第2項)。</p>

求める措置の具体的内容	再エネ発電設備普及のため、発電事業者負担では無く、需要家負担にするなど、発電事業者の負担軽減策を導入する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、地熱発電所の建設を検討中であるが、既存の送電線までの距離が長く、全て発電事業者負担となると採算性が悪化し、事業可能性が低くなる。</p> <p>地熱発電適地における、系統連系費用負担については、需要家負担にするなど、発電事業者の負担軽減策を導入頂きたい。これにより、地熱発電の普及に繋がる。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	再エネ発電設備の系統連系の制約要件の見直し		都道府県	東京都
提案主体名	王子ホールディングス(株)		提案事項管理番号	1027020

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気設備の技術基準の解釈第228条 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン第2章第3節
制度の現状	<p>電気設備の技術基準の解釈第228条は以下の規定内容である。</p> <p>「第 228 条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、常に逆向き潮流を生じさせないこと。」</p>

求める措置の具体的内容	再エネ発電設備の系統連系可能量をアップさせるため、配電用変圧器の逆潮流制限を撤廃する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>電気事業法上、一般電気事業者及び卸電気事業者以外の事業者で、高圧で受電する事業者は、電力会社の変電所に設置されている配電用変圧器において逆潮流が認められていない。</p> <p>太陽光発電設備設置検討の際、電力需要の少ない地域においては、太陽光発電設備の発電電力が地域の電力バランスに与える影響が大きく、電力需給状況によっては、配電用変圧器の逆潮流が不可欠となり、発電量を抑える必要があり、事業の採算性が悪くなる。これにより事業を断念しなければならない可能性もある。</p> <p>このような、電力需要の少ない地域に再エネ発電設備を設置し連系する場合、配電用変圧器の逆潮流を可能として頂きたい。これにより、小規模な再エネ発電設備の普及に繋がる。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大規模小売店舗立地法に基づく事務処理の簡素化	都道府県	佐賀県
提案主体名	佐賀県	提案事項管理番号	1032010

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	大規模小売店舗立地法
制度の現状	大規模小売店舗法6条1項に基づく変更届出があったときは、受け付けた都道府県等において変更事項の概要の公告・縦覧を行い、地元住民等の意見を聴くこととなっている。

求める措置の具体的内容	大規模小売店舗の設置者の姓や住所の変更等の変更については、届出のみとし、公告等により地元住民や市町の意見を聴くことを要しないものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大規模小売店舗立地法においては、設置者の姓名や住所等の変更があった場合、届出の後、新規の設置の届出と同じように、</p> <p>①4か月間の公告を行い、地元住民や市町の意見を聴く ②意見の結果について再度1か月間の公告を行う</p> <p>ことを定めており、事業者にとっても、また行政側にとっても必要以上の事務負担が生じている。</p> <p>大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、新設又は変更の際し、あらかじめ都道府県に届け出ることとしている。</p> <p>一方、「届出」は、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする(行政手続法第37条)とされていることから、設置済の案件で、「生活環境の保持」に直接影響するとは思われないような、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の名称を変更したとき</li> <li>・地番変更等により店舗の所在地を変更したとき</li> <li>・設置者の商号を変更したとき</li> <li>・結婚等により設置者の姓を変更したとき</li> <li>・設置者の所在地を変更したとき</li> </ul> <p>等の単純な案件については、届出のみとし、「公告や地元意見を聴くことを要しない」とこととしたい。</p> <p>なお、佐賀県においては、平成23年度に処理した届出件数49件中、半数の23件が名称や</p>

住所等の単純な変更案件であり、本提案による見直しにより、県はもちろん、市町、また事業者にとっても業務の簡素化と処理期間の短縮が実現できるものと見込んでいる。

## 11 経済産業省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	発電事業特区	都道府県	非公表
提案主体名	非公表	提案事項管理番号	1036010

制度の所管・関係府省庁	環境省 経済産業省
該当法令等	環境影響評価法 第二条第二項及び第三項 環境影響評価法施行令 第一条、第六条、第七条、別表第一
制度の現状	<p>環境アセスメント手続は、環境影響の程度が著しいものとなりうる事業について、開発と環境保全の両立を図るため、予め環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置(回避・低減・代償措置)を検討することを求め、かつ、それらの情報を公表し、住民の意見提出の機会を与え、さらに自治体や国の意見を事業計画の決定に反映させるもの。また、この手続を通じ、事業計画の検討段階における環境面の配慮を制度的に担保し、よりよい事業計画とするとともに、公衆関与により関係者の理解や受容を促進するものである。</p> <p>火力発電所に係る環境影響評価の規模要件としては、必ず環境アセスメント手続を行う第一種事業が出力 15 万 kW 以上、第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメント手続を行うか否かを個別に判定することとされている第二種事業が出力 11.25 万 kW～15 万 kW である。</p>

求める措置の具体的内容	環境影響評価法「第一種事業」及び「第二種事業」区分の要件緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、被災地域(岩手県・福島県・宮城県)で、出力 15 万 kW 以上の石炭火力発電所の新設・運営を検討しているが、当該 3 県においては、環境影響評価法の第二条及び施行令第一条で規定される発電所の第一種事業となる出力規模の大幅緩和を願いたい。具体的には、現在は火力発電所は 15 万 kW 以上が第一種事業に該当するが、当該地域内においては、100 万 kW 以上とする大幅な要件緩和をするとともに、併せて第二種事業についても、現状の施行令第六条における数値を 0.75 以上へ緩和願いたい。</p> <p>国内は、震災以降、原子力発電所の発電機能が喪失し、被災地経済の停滞や火力燃料費の増加に伴う貿易収支が悪化している。当該地域において、LNG よりも経済性に優れた石炭</p>

火力を燃料とする新規発電事業を創出することは、貿易収支圧縮と現地雇用確保、国内の総合熱効率改善に大きな効果があるものとする。